

平成25年労第453号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人が内縁の亡夫であると申し立てるA（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にBに配管工として再雇用され就労していた。被災者は、平成〇年〇月〇日、C改修工事に従事していたが、仰向けに倒れているところを同僚に発見され、D病院に救急搬送されたが、同日「心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否か、及び、請求人が遺族補償給付を受ける資格を有する遺族と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 被災者に発症した本件疾病について

医証等によれば、当審査会としても、被災者は、平成〇年〇月〇日に「急性心筋梗塞」を発症し、同日死亡したものと認めることが相当であると判断する。

#### (2) 認定基準について

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性について、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日基発第1063号。以下「認定基準」という。要旨は決定書別紙を引用する。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

被災者に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものであるので、以下、認定基準に基づき、被災者に発症した本件疾病の業務起因性を検討する。

#### (3) 認定基準に基づく検討

##### ア 異常な出来事について

被災者については、発症直前から前日までの間において、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度に精神的負荷を引き起こす突発的な異常事態や、緊急に強度の身体的負荷を強いられる事態、急激で著しい作業環境の変化など、業務に関して被災者が異常な出来事に遭遇したとは認められない。

##### イ 発症前の労働時間について

被災者の発症前6か月間の労働時間について、監督署長は、会社から聴取した労働時間について、関係者から確認した内容等により補正を行って「労働時間確認表」を作成し、被災者の労働時間と認定している。

請求人は、元請や事業主の記録に残せない労働時間があり、被災者は時間に関係なく必死で不眠不休でG町の現場に通っていた等と主張するが、被災者が遠方（G町、H町）の現場に向かうときは、被災者は自宅付近から車に便乗することが多く、Fも「被災者だけが長時間働いたり、休憩が少なかったりということはない」と申述している。

その他、残された帳簿等を基に監督署長が調査を尽くしても「労働時間確認表」以上の事実は見だし難かったものであり、被災者の就業実態等も勘案すると、当審査会としても上記監督署長の推計は妥当なものであると認める。

また、請求人は、被災者が自ら就労時間を記したカレンダーがあったとするが、請求人がこれを廃棄したというのであるから、請求人の行為は、仮に内縁関係があったとすれば被災者の残した記録を廃棄する理由がなく、不可解な態度であると言わざるを得ず、監督署長は労働時間認定のため適切な手段を尽くしたと言うべきである。

#### ウ 業務の過重性

##### (ア) 短期間の過重業務

被災者の発症前1週間の総労働時間数は47時間45分、時間外労働時間数は休日出勤の7時間45分であり、連続勤務が20日間あるが、労働時間による過重性があるとまでは認められない。また、その他労働時間以外の負荷要因をみても、特に過重性は認められない。

したがって、被災者は、発症に近接した時期において、日常業務に比較して特に過重な業務に就労したとは認められない。

##### (イ) 長期間の過重労働

被災者の発症前1か月の時間外労働時間数は30時間であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には及んでいない。

発症前2か月ないし6か月の1か月当たり平均時間外労働時間数は、発症前2か月が最長で、38時間08分であり、業務と発症との関連性が徐々に強まるとされる1か月当たりおおむね45時間を超えていない。

勤務状況をみると、連続勤務が1か月程度に及ぶ期間があるが、時間外労働時間数は上記の程度であり、また、平成〇年〇月頃までは週休制がおおむね守られていて、同年〇月には連続4日間の休暇が取得されている。

さらに、労働時間以外の負荷要因をみても、特に過重性は認められない。

したがって、被災者は、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

#### エ リスクファクターについて

当審査会としても、被災者には、出血性胃潰瘍で入院した以外の目立った既往歴は認められないが、虚血性心疾患のリスクファクターとされる飲酒及び喫煙の習慣を有していたものと認める。また、請求人によれば、酒とパチンコが生きがいであったとしている。

- (4) 以上のとおり、被災者の本件疾病は業務上の事由により発症したとは認められず、かつ、発症前の業務において、異常な出来事への遭遇や、短期間又は長期間の過重業務に就労したとも認められない。

したがって、当審査会としても、業務と本件疾病発症との相当因果関係は認められず、被災者の死亡が業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- (5) なお、請求人は、被災当時は被災者と離婚はしていたもののいわゆる内縁の関係にあつて、遺族補償年金の請求権者に当たる旨主張する。

当審査会において検討するに、遺族補償年金支給請求書に添付された民生委員の生計維持関係証明書は請求人が偽造したものであることが判明しており、その他関係資料も精査したが、請求人の主張に沿った資料は、親族の申述や、「特別養護老人ホームⅠの新規入場者教育時アンケート」における緊急時連絡先の記載程度しか認められず、被災者はJ社長に対し請求人と生活していることを秘匿していて、職場関係者を始めとする関係者の申述をみても、請求人と被災者の内縁関係や、同居・同一生計について肯定する意見はみられない。さらに、請求人は、生活保護が受給できなくなると思ったことがあるので入籍する必要はなかったとし、同人の提出した資料や申述には矛盾が多く、提出された資料から、内縁関係を認めるべき客観的な事実は認め難いものである。

以上のとおりであるから、当審査会としても、遺族補償年金を受けることができない遺族として、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者として認めることはできないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。